

小諸市体育施設等広告掲出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小諸市が所有する体育施設等（以下「市の施設」という。）に掲出する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設等)

第2条 広告を掲出する市の施設、掲出箇所等は、別表に掲げるとおりとする。

(掲出期間)

第3条 広告の掲出期間は、広告の掲出を開始する日から当該開始する日の属する年度の3月31日までとする。ただし、広告の掲出期間の更新を妨げない。

(申請等)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、小諸市体育施設等広告掲出申請書（様式第1号）を小諸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、小諸市体育施設等広告掲出決定通知書（様式第2号）により、広告掲載希望者に通知しなければならない。

(費用の負担)

第5条 前条により広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲出料のほか次の費用を負担するものとする。

- (1) 広告の製作に要する費用
- (2) 広告の掲出、撤去及び維持補修に要する費用

(原状の回復)

第6条 広告掲載希望者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに広告掲出箇所を原状に回復しなければならない。

- (1) 掲出期間が満了するとき。
- (2) 小諸市有料広告掲載要綱第3条に該当するとき。

(広告掲出料金の返還)

第7条 既に納付された広告掲出料金は、返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由により広告掲出が中止又は終了したときはこの限りでない。

2 前項ただし書きの規定により、広告掲出料金を返還する場合は、利子を付さない。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(準用)

第9条 広告の掲載について、この要綱に定めのない事項については、小諸市有料広告掲載要綱（平成18年小諸市告示第67号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年1月10日から施行する。

別表（第2条関係）

掲出施設	掲出区画	規格	料金（年額）
小諸市南城公園 野球場	外野ラバーフェンス 14区画	縦0.9m、横10.0m	1区画につき 100,000円

(備考) 掲出期間で一年に満たない期間がある場合は、月割りにて料金を算定する。この場合において、10円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

(宛先)小諸市教育委員会

住 所

事業所名

代表者名

印

小諸市体育施設等広告掲出申請書

小諸市体育施設等の広告掲出につきまして、広告掲出図案を見本に添えて、下記のとおり申請します。

記

施設名			
期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
掲出希望 区画	区画	希望番号	
添付書類	広告掲出図案見本(写)、その他 ()		
備考	担当者	電話番号	
		F A X	
		メール	
承諾事項	(1) 申込みにあたっては、小諸市有料広告掲載要綱、小諸市体育施設等 広告掲載要綱、小諸市南城公園野球場（大栄小諸球場）広告掲出募集 要項の内容を遵守します。 (2) 広告掲載申請に関する審査において、小諸市が申請者の市税等滞納 の有無に係る調査を行う事に同意します。		

様式第2号（第4条関係）

小諸市体育施設等広告掲出決定通知書

年 月 日

様

小諸市教育委員会

年 月 日付で申込みのありました小諸市体育施設等広告掲出について、下記のとおり決定したので通知します。

記

次の条件を付して広告を掲出します。

- (1) 広告の掲出は、掲出日から 年 ヶ月間とする。
- (2) 広告掲出料は 円とし、同封の納入通知書により納期限までに市に納入すること。
- (3) 広告の内容に関する責任は、広告掲載希望者が負うものとする。
- (4) 広告の作成、掲出及び撤去は、申請者の責任において行うものとし、掲出・撤去作業の日程は、市と申請者、施工業者で協議の上決定する。
- (5) 体育施設等の運営上支障が生じたときは、この決定通知書を変更し、又は解除することができる。
- (6) 上記(5)による決定通知の変更又は解除の結果、申込者に損害が生じても、市は賠償責任を負わない。

掲出できません。

(理由)